

## 避難行動要支援者名簿の取扱いに関する協定書

箕面市(以下「甲」という。)と\_\_\_\_\_ (以下「乙」という。)は、避難行動要支援者名簿(以下「名簿」という。)の提供及び受領に関し、次のとおり協定を締結する。

### (名簿の提供)

第1条 甲は、災害時における安否確認、避難支援等に備え、災害対策基本法及び箕面市地域防災計画に基づく名簿を作成し、乙に提供できるものとする。

### (名簿の活用)

第2条 乙は、災害の発生に備えて、甲から提供を受けた名簿を有効に活用し避難支援等を実施するための体制構築に努めるものとする。

### (守秘義務)

第3条 乙は、災害対策基本法第49条の13の規定に従い秘密保持義務を負うことを確認する。

### (目的外利用・提供の禁止)

第4条 乙は、甲の指示がある場合を除き、名簿を避難行動要支援者の支援以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

### (名簿の管理)

第5条 乙は、自治会への避難行動要支援者名簿提供に関する基準(令和8年月日制定)の規定に従い、名簿の紛失、盗難、名簿情報の漏洩等の事故を防止するため、名簿を適切に管理するものとする。

2 乙は、名簿の閲覧可能な役員を定め、登録された者以外の閲覧を禁止し、その情報管理に必要な措置を講ずるものとする。

### (複写の制限)

第6条 乙は、避難行動要支援者の支援のために必要な限度を超えて名簿を複写してはならない。

### (事故発生時の報告)

第7条 乙は、甲から提供された名簿について、名簿の紛失、盗難、名簿情報の漏洩等の事故が発生した場合には、個人情報の保護に関する法律第26条の規定に基づき、直ちに個人情報保護委員会へ報告するとともに、速やかに名簿に記載されている避難行動要支援者及び市へ申し出るものとする。

### (名簿の返却)

第8条 乙は、甲が名簿を更新したとき又は甲から名簿の提供を受ける必要がなくなったとき、その他の理由により名簿が不要になったときは、速やかに甲に名簿を返却するものとする。

### (協定の解除)

第9条 甲は、乙が名簿情報の漏洩等をした場合で、明らかに乙の責に帰すべき事由があったときは、この協定を解除し、名簿の返却を求めることができる。

2 乙は、甲から前項の求めがあったときは、速やかにこれに従わなければならない。

### (協定の有効期限)

第10条 本協定の有効期限は毎年度末とし、期限満了30日前までに甲乙いずれからも協定

解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後においても同様とする。

(協定書等の引継ぎ)

第11条 乙は、乙の代表者が交代した場合は、速やかに甲に届け出ることとし、次の代表者に本協定書及び名簿を継承するものとする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義等が生じた場合には、その都度、甲と乙が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 箕面市西小路四丁目6番1号  
箕面市長 原田 亮

乙 住 所  
団体名  
代表者

#### 災害対策基本法

(秘密保持義務)

第49条の13 第49条の11第2項若しくは第3項の規定により名簿情報の提供を受けた者(その者が法人である場合にあっては、その役員)若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしはならない。

#### 個人情報の保護に関する法律

(漏えい等の報告等)

第26条 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。ただし、当該個人情報取扱事業者が、他の個人情報取扱事業者又は行政機関等から当該個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合であって、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を当該他の個人情報取扱事業者又は行政機関等に通知したときは、この限りでない。

2 前項に規定する場合には、個人情報取扱事業者(同項ただし書の規定による通知をした者を除く。)は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。